

表1 ウィズコロナ移行計画の概要

段階	期間	主な制限緩和	段階の改定基準
1	11月1日～11月28日	「生業施設(不特定多数が利用する施設)」の営業時間制限緩和	・ワクチン接種完了率(1回目70%、2回目80%) ・集中治療室・入院病床の空室率(40%超) ・週当たりの重症者数および死亡者数の発生規模 ・感染者数の規模、実効再生産数など
2	11月28日以降の2週間の評価を経て決定(注)	大規模イベントの許容	
3	第2段階終了後2週間の評価を経て決定	私的な集まりの制限解除	

(注)2週間の評価期間は延長される可能性あり。

(出所)保健福祉部

表2 営業規制および集合規制の緩和

区分	営業規制および集合規制の緩和
飲食店・カフェ	・営業時間制限の解除(第1段階以降)。
私的な集まり	・首都圏で10人、非首都圏で12人まで(第1段階～第2段階)(注)。その後人数制限を解除(第3段階)。
映画館	・営業時間制限の解除(第1段階以降)、館内にワクチン接種完了者と未接種者が混在する場合、飲食禁止および両隣を1席空けて鑑賞。ワクチン接種完了者のみの場合は飲食可、両隣を1席空けずに鑑賞可。
カラオケ	・営業時間制限の解除(第1段階以降) ・ワクチン接種証明書・陰性証明の確認。
スポーツ観戦	・人数制限を収容人員の50%まで緩和(第1段階以降)。
イベント・コンサート	・ワクチン接種完了者と未接種者が混在する場合、100人未満のイベント開催が可能(第1段階～第2段階)、人数制限の解除および基本防疫ルールの遵守(第3段階)。 ・ワクチン接種完了者および未接種者でPCR検査陰性証明所持者のみの場合、500人未満のイベント開催が可能(第1段階)、人数制限の解除および基本防疫ルールの遵守(第2段階以降)。

(注) 飲食店・カフェにおいては、ワクチン未接種者は4人まで含めることが可。

(出所) 保健福祉部

表3 ワクチン接種証明・陰性確認制(防疫パス)の適用分野(注)

区分	第1段階	第2段階および第3段階
適用分野	一部の不特定多数が利用する施設および「脆弱施設」	100人以上のイベント・集会(感染状況が安定している場合、段階的に解除)
適用分野の詳細	【高リスク施設】遊興施設、カラオケ、銭湯、屋内体育施設、競輪・競艇・競馬・カジノの5種類の施設(対象施設は国内の209万施設のうち13万施設)	・結婚式、博覧会、学術イベント、コンサート、体育大会、祭事など全てのイベントおよび集会
	【脆弱施設】医療機関・療養施設(面会時)、重度障がい者・認知症施設、高齢者福祉施設・文化センターなどの高齢・脆弱者層施設	

(注)未接種者のうち、(1)PCR検査で陰性を確認した者、(2)満18歳未満の児童・青少年、(3)医学的事由によるワクチン接種対象の除外者は、ワクチン接種証明・陰性確認制の対象外とする。

(出所)保健福祉部

表4 入国制限の緩和

カテゴリー	レベル1(安全国)	レベル2(一般国)	レベル3(危険国)
措置の概要	査証の制限解除、ワクチン接種者の隔離免除およびPCR検査の縮小(2021年12月)	査証の制限、ワクチン接種者の隔離免除(2022年上半期)	査証の制限、航空便の運航制限

(出所)保健福祉部